

令和7年広審第3号

裁 決

モーターボートA乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官江頭英夫出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和6年7月26日20時57分

島根県松江港

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボートA

総 ト ン 数 19トン

全 長 16.50メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 341キロワット

3 事実の経過

Aは、船体前部の右舷側に操舵室を配し、操舵室の中央に舵輪及び機関操縦レバーを、舵輪前方にGPSプロッターをそれぞれ備えたFRP製モーターボートで、a受審人ほか2人が乗り組み、知人10人を乗せ、島根県宍道湖遊走の目的で、船首0.8メートル船尾1.8メートルの喫水をもって、令和6年7月26日19時00分松江港中央部の係留地を発し、同県嫁ケ島西方約1海里沖合に向かった。

a受審人は、19時40分前示沖合に到着して錨泊した後、20時40分同沖合を発進して帰途に就いた。

ところで、嫁ケ島北東方沖合には、島根県松江県土整備事務所によって、宍道湖東部から松江港に至る可航域を示す6基の簡易標識が設置され、同標識のうち、灯高2.0メートルのS-3と称される標体は緑色に、同灯高のS-4及びS-12と称される標体は赤色に、灯高2.2メートルのS-6及びS-8と称される標体は同色に、灯高1.0メートルのS-10と称される標体は黄色にそれぞれ塗装され、いずれも標体と同色の閃光を毎4秒に1回発し、S-10の灯光の光達距離は4.5キロメートルで、それ以外の灯光の光達距離は5.5キロメートルであった。

また、a受審人は、複数回宍道湖を航行した経験があり、同湖東部の嫁ケ島東側には同島と嫁ケ島対岸の島根県袖師ヶ浦までの間に浅所（以下「嫁ケ島浅所」という。）が存在していることを承知していたことから、平素、夜間に宍道湖東部から松江港中央部の係留地に帰航する際、S-12、S-10、S-8及びS-6の順に灯光を左舷に見て航過した後、S-4とS-3の間を通航しており、同時にGPSプロッターに嫁ケ島を表示させ、同島との相対位置関係を把握して航行していた。

a 受審人は、舵輪後方の操縦席に腰を掛けて操船に当たり、GPSプロッターを作動させ、嫁ケ島北方沖合を東行し、S-12の灯光を左舷に見て航過した後、S-8の灯光を探していたところ、右舷前方の漁具の明かりをS-8の灯光と判断し、20時53分半僅か過ぎ松江市所在の標高3.7メートルの四等三角点白潟公園（以下「白潟三角点」という。）から220度（真方位、以下同じ。）810メートルの地点で、針路を103度に定め、4.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a 受審人は、漁具の明かりを左舷に見て航過したので転針することとし、20時56分僅か前白潟三角点から199度730メートルの地点で、針路を036度に転じて続航した。

針路を転じたとき、a 受審人は、嫁ケ島浅所まで140メートルとなり、その後同浅所に向首して接近する状況となったが、簡易標識の灯光を見て航行すれば支障なく帰航できるものと思い、GPSプロッターで嫁ケ島との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a 受審人は、嫁ケ島浅所に向首して進行し、20時57分白潟三角点から195度590メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、同浅所に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力2の北東風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

乗揚げの結果、船底部外板に修理を要しない擦過傷を生じた。

（原因及び受審人の行為）

本件乗揚げは、夜間、松江港において、同港中央部の係留地に向けて帰航する際、船位の確認が不十分で、嫁ケ島浅所に向首進行したことによ

って発生したものである。

a 受審人は、夜間、松江港において、同港中央部の係留地に向けて帰航する場合、嫁ヶ島浅所に乗り揚げることのないよう、GPSプロッターで嫁ヶ島との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、簡易標識の灯光を見て航行すれば支障なく帰航できるものと思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、同浅所に向首して接近する状況に気付かないまま進行し、嫁ヶ島浅所に乗り揚げる事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年4月16日

広島地方海難審判所

審判官 井 手 則 義